

自動車の保管場所証明申請・届出の手続案内

保管場所証明申請手続

- 保管場所証明申請手続が必要な場合(対象となるのは登録自動車です。)
 - 1 新規登録するとき ~ 新車を購入する場合
 - 2 変更登録するとき ~ 住所等を変更する場合(使用の本拠の位置の変更を伴うもの)
 - 3 移転登録するとき ~ 中古車を購入等、所有者を変更する場合(使用の本拠の位置の変更を伴うもの)
- 必要書類
 - 1 自動車保管場所証明申請書(2枚1綴り)
 - 2 保管場所の所在図・配置図
 - 3 保管場所使用権原疎明書面
 - ※ 次のいずれかの書類1通を提出してください。
 - ① 自分の土地、建物を使用する場合 ~ 自認書
 - ② 他人の土地、駐車場等を使用する場合 ~ 保管場所使用承諾証明書、駐車場賃貸契約書の写し、写しがない場合は駐車場料金の領収書(継続的な契約であることが分かるもの)、住宅公団等の公法人が発行する確認証明書
- 手数料(大分県収入証紙 or キャッシュレス)
保管場所証明申請手数料 ~ 2,550円

保管場所届出手続

- 保管場所届出手続が必要な場合
 - 1 登録自動車の保管場所を変更したとき
 - 2 軽自動車の保管場所を変更したとき
 - 3 軽自動車の新車・中古車を購入したとき
 - 4 軽自動車の「使用の本拠」と「保管場所」の位置を、転居等の理由により届出が必要のない地域から届出が必要な地域に変更したとき

※ 軽自動車の届出が必要な地域は、大分市(一部地域を除く)、別府市のみです。

【大分市で届出が必要のない地域】
(旧大分郡野津原町、北海部郡佐賀関町)

今市、入蔵、太田、上詰、沢田、下原、高原、竹矢、辻原、荷尾杵、野津原、福宗、廻栖野、一尺屋、大平、木佐上、本神崎、志生木、白木、馬場

↑ 大分市内で上記地域以外にお住いの方は届出が必要です! ↑

- 必要書類
 - 1 自動車保管場所届出書
 - 2 保管場所の所在図・配置図
 - 3 保管場所使用権原疎明書面 ※ 保管場所証明申請手続きの書類と同じです。
- 手数料 なし

その他

- 申請(問い合わせ)先
申請・届出する自動車の保管場所(車庫)を管轄する警察署交通課
- 申請書類
必要な書類のうち、申請書、届出書、所在図・配置図、自認書、使用承諾証明書は、各警察署交通課の窓口にあります。(各地区自家用自動車協会にも備えています。)